

災害時における畳の提供等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、姫路市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年(2015年)3月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見利勝

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

委員長 前田敏康

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

5日で5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会 様

姫路市長

支 援 要 請 書

災害時における畳の提供等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 畳の調達

畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）

年 月 日

（宛先）姫路市長

5日で5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会

支 援 報 告 書

災害時における畳の提供等に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 畳の調達

畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）